

■自己資本の構成に関する事項(単体)

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成20年3月 | 平成20年9月 |
|---|---------|---------|
| (自 己 資 本) | | |
| 出 資 金 | 1,047 | 1,047 |
| 資 本 準 備 金 | — | — |
| 利 益 準 備 金 | 1,047 | 1,047 |
| 特 別 積 立 金 | 34,100 | 34,100 |
| 次 期 繰 越 金 | 152 | 626 |
| そ の 他 | — | — |
| そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 | △3,026 | △5,850 |
| 基 本 的 項 目 T i e r 1 (A) | 33,319 | 30,969 |
| 一 般 貸 倒 引 当 金 | 316 | 298 |
| 補 完 的 項 目 T i e r 2 (B) | 316 | 298 |
| 自 己 資 本 総 額 [(A) + (B)] (C) | 33,635 | 31,267 |
| 他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額 | 2,473 | 4,473 |
| 負 債 性 資 本 調 達 手 段 及 び こ れ に 準 ず る も の | — | — |
| 期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資 並 び に こ れ ら に 準 ず る も の | 2,000 | 4,000 |
| 控 除 項 目 不 算 入 額 | △2,473 | △4,473 |
| 控 除 項 目 計 (D) | — | 0 |
| 自 己 資 本 額 [(C) - (D)] (E) | 33,635 | 31,267 |
| (リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等) | | |
| 資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス 項 目) | 192,441 | 196,519 |
| オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目 | 2,837 | 2,788 |
| オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額 | 17,652 | 17,652 |
| リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F) | 212,931 | 216,960 |
| 単 体 T i e r 1 比 率 (A / F) | 15.64% | 14.27% |
| 単 体 自 己 資 本 比 率 (E / F) | 15.79% | 14.41% |

(注)自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)に定められた算式に基づき算出しております。なお、当金庫は「国内基準」を採用しております。

■自己資本の充実度に関する事項(単体)

(単位：百万円)

| | 平成20年3月 | | 平成20年9月 | |
|--------------------------------|----------|---------|----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計 | 195,278 | 7,811 | 199,308 | 7,972 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 193,713 | 7,748 | 197,844 | 7,913 |
| (i)ソブリン向け | 5,304 | 212 | 5,615 | 224 |
| (ii)金融機関向け | 30,329 | 1,213 | 36,019 | 1,440 |
| (iii)法人等向け | 48,060 | 1,922 | 48,255 | 1,930 |
| (iv)中小企業等・個人向け | 43,060 | 1,722 | 43,000 | 1,720 |
| (v)抵当権付住宅ローン | 9,827 | 393 | 9,798 | 391 |
| (vi)不動産取得等事業向け | 22,101 | 884 | 20,026 | 801 |
| (vii)3か月以上延滞等 | 2,658 | 106 | 3,631 | 145 |
| (viii)出資等 | 11,288 | 451 | 9,581 | 383 |
| (ix)その他 | 21,082 | 843 | 21,916 | 876 |
| ②証券化エクスポージャー | 1,565 | 62 | 1,463 | 58 |
| ロ.オペレーショナル・リスク | 17,652 | 706 | 17,652 | 706 |
| ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ) | 212,931 | 8,517 | 216,960 | 8,678 |

(注)

1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4.「抵当権付住宅ローン」とは、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分満たされているものを指します。

5.「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

6.上記の「その他」は、ポートフォリオごとの区分に分類することが困難なもので、主なものは仮払金、前払費用、固定資産、繰延税金資産等です。

7.オペレーショナル・リスクは、当金庫は「標準的手法」を採用しています。

(オペレーショナル・リスク(標準的手法)の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

8.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%